

第9回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催期間：令和2年6月8日（月）～6月15日（月）

2. 開催場所（方法）：書面審議

※今回の委員会については、新型コロナウイルス感染症を防止する観点から委員の承諾を得たうえで書面審議による開催とした。

3. 出席者：

（委員会委員）青山委員、畑中委員、富岡委員、神代委員、西川委員

（対応者）財務部 鈴木部長、財務部 契約課 新保課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 尾野事務統括

関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 大久保課長

那珂核融合研究所 管理部 契約課 大塚事務統括

六ヶ所核融合研究所 管理部 契約課 中山課長 他

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 黒澤室長

議題：

1. 令和元年度における事後点検について

（1）令和元年度下半期における随意契約の状況について

（2）令和元年度下半期における一者応札・応募の状況について

（3）令和元年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

（4）令和元年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

2. 令和2年度調達等合理化計画の点検について

3. その他

配布資料：

資料0 第9回契約監視委員会議事次第

資料1 第8回契約監視委員会－議事概要－

資料2 令和元年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ

参考資料 資料2「令和元年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ」の補足説明

資料3 令和元年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 令和元年度下半期における随意契約に係る規程類（抜粋）

資料4 令和元年度下半期契約（一者応札・応募）の状況

資料5 令和元年度下半期のサンプリング事後点検について

資料5-1 令和元年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料5-2 令和元年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6 令和元年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】（案）

資料 7 令和 2 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画（案）

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 令和元年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 令和元年度における事後点検について

(1) 令和元年度下半期における随意契約の状況について

量研から提示した資料 2、資料 2 の補足説明、資料 3 及び資料 3 参考資料に関する令和元年度下半期における随意契約の状況について、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

- ・委員から前年同期比、契約金額 124 億 4 千万円増加に伴い、随意契約金額も約 2 億 2 千万円増加している理由と内訳について質問があり、財務部契約課から、契約金額増の要因については「次世代放射光施設建設にかかわる装置製作」（本部契約分、全 24 件/98 億円）及び「新高度被ばく医療施設（仮称）新築工事」（本部契約分、1 件/11.2 億円）が挙げられる旨、随意契約については「ITER TF コイルの輸送(1)」（那珂研契約分 2.3 億円）が挙げられる旨の回答があった。

(2) 令和元年度下半期における一者応札・応募の状況について

量研から提示した資料 2、資料 2 の補足説明及び資料 4 に関する令和元年度下半期

における一者応札・応募の状況について、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から前年同期比、一者応札・応募率及び金額が増加しており、そのうち本部及び放射線医学総合研究所の増加額約 60 億円についての増額理由、また、本部及び放射線医学総合研究所の内訳について質問があり、財務部契約課から、令和元年度より本部に財務部契約課が発足したことに伴い 5 千万円以上の各拠点の契約を本部財務部契約課で契約することになった旨、また、それに伴い令和元年度下半期の本部及び放射線医学総合研究所の契約案件に放射線医学総合研究所以外の拠点の契約案件（全 43 件/112 億円）が含まれており、そのうち 24 件/61 億円が一者応札・応募となり、この部分が増額となっている旨の回答があった。
- ・委員から、本部及び放射線医学総合研究所の一者応札・応募 127 件中 69 件の一者応札理由が、「調達品が他社の製品であり自社で取扱っておらず、また、相当品の選定ができなかったためと思われる」と記載されていることについて、仕様の記述を工夫することにより低減できるような案件がなかったのか質問があり、財務部契約課から、一者応札・応募となった案件の多くが研究開発用の機器の購入であった旨、また要求元が自ら研究開発に必要な仕様を指定する場合が多く、入札が容易な仕様とすることは難しかった旨の回答があった。
- ・委員から、関西光科学研究所一者応札・応募リスト No.2 及び No13 の一者応札理由が、「応札しても受注の見込みがないためと思われる」と記載されていることについて、より具体的な補足説明をお願いしたい旨の意見があり、関西光科学研究所契約課から、No2 については、委託事業において開発中のプログラムの機能を拡張する作業のため、この特殊なプログラムに対する高度な拡張作業を行える第一人者が落札業者に所属しており人工の面から有利なため、他社は応札しても受注の見込みがないと判断したと思われる旨、また、No13 については、ANSYS Inc 社製の解析ソフトウェアのライセンスを購入するものであり、量研における同様のライセンス契約実績において落札業者が直近で落札した金額が公開されていることから、他社は応札しても受注の見込みがないと判断したものと思われる旨の回答があった。
- ・委員から、関西光科学研究所一者応札・応募件数 24 件中 10 件の一者応札理由が、「調達品が他社の製品であり自社で取り扱っておらず、また、相当品の選定ができなかったためと思われる」と記載されていることについて、仕様の記載を工夫することにより多くの業者が参入できる可能性があった案件の有無について質問があり、関西光科学研究所契約課から、ご指摘の 10 件はいずれも要求部が研究部門のため、仕様内容が専門性・特殊性を帯び易いことから、仕様書は書き込みすぎることによって応札参加者の門戸を狭めることがないように必要最低限の記載を心掛けている旨、また、10 件は結果として選定されなかったものの、購入案件に

において「相当品可」と記載する以外、仕様書の記載を工夫できるものはなかった旨の回答があった。

- ・委員から、関西光科学研究所一者応札・応募件数 24 件中 4 件の一者応札理由が、「不慣れな業務であり、業務を確実に履行するにはリスクがあるためと思われる」と記載されていることについて、仕様の記載を工夫することにより多くの業者が参入できる可能性があった案件の有無について質問があり、関西光科学研究所契約課から、ご指摘の 4 件はいずれも要求部が研究部門であり、うち 3 件は役務（研究機器のメンテナンス、移設）、1 件は購入の案件である旨、またそれらの仕様内容が専門性・特殊性を帯び易いことから、仕様書は書き込みすぎることによって応札参加者の門戸を狭めることがないように必要最低限の記載を心掛けている旨、また、10 件は結果として選定されなかったものの、購入案件において「相当品可」と記載する以外、仕様書の記載を工夫できるものはなかった旨の回答があった。
- ・委員から、関西光科学研究所一者応札・応募件数 24 件中 3 件の一者応札理由が、「同時期に業務が集中（繁忙期）し、技術者の配置等が困難であったためと思われる」と記載されていることについて、発注時期を工夫することにより多くの業者が参入できる可能性があった案件の有無について質問があり、関西光科学研究所契約課から、No8 については、応札を検討していた他社が、本契約期間は人員を配置できるものの、4 月以降継続する場合は繁忙期のため人員配置が困難のため応札しなかった案件であること、No20 については、研究所の正面ゲートに不具合が生じ警備上の理由から至急更新する必要があったため繁忙期における発注になったこと、No21 については、試験用ハーフセルを理化学研究所へ移設する作業であり、理化学研究所から移設先の指定がなされたのが年度末になったため繁忙期の発注になった。以上の理由から、発注時期を工夫することにより多くの業者が参入できる可能性のある案件はなかった旨の回答があった。
- ・委員から、那珂核融合研究所一者応札・応募リストのうち 8 件（No1,No5,No16,No17,No25,No43,No105,No111）の一者応札理由が、「応札しても受注の見込みがないと思われる」と記載されていることについて、一般的に理解しやすい言葉で補足説明してもらいたい旨の意見があり、那珂核融合研究所契約課から、No1,No5,No16,No17 については役務契約のため、JT-60SA に関する現場の知識なしに円滑に業務を遂行することが難しい放射線管理区域内の作業や、特殊な知識を背景に設計・作業する契約のため、不慣れな企業では作業員を最初から教育・習得することになり経費が高額となることから、受注見込みがないと考え一者応札となったものと思われる旨、また No25,No43,No105,No111 については、購入契約であるものの、購入に伴う図書提出に必要な高圧ガスに関する知見を有する者、購入物品の国内唯一の代理店、物品の製造メーカー等が落札しており、他社が応札する場合はマージンの上乗せ等で高額になることから受注見込みがないと考え一者応札・応募となったと思われる旨の回答があった。

- ・委員から、資料 2 の補足説明において、本部及び放射線医学総合研究所の一者応札・応募の契約金額が増えた要因として次世代放射光施設建設にかかわる装置製作が指摘されており、これは平成 30 年度と比較して割合よりも金額について顕著である旨、また、同じ要因で複数応札金額も増えていると推察されるところ、放射光建設に関連する複数応札資料の提示依頼があり、財務部契約課から、「次世代放射光施設建設にかかわる装置製作」（本部契約分、全 24 件/98 億円）のうち、複数応札については 10 件/44 億円である旨、1 者応札・応募については 12 件/51 億円、その他 2 件/4 億円は不落随契であった旨回答するとともに、それぞれの資料を提出した。

(3) 令和元年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

量研から提示した資料 5、資料 5-1、資料 5-2 及び抽出された随意契約及び一者応札・応募のサンプリング資料に関する事後点検について、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「四極真空管の購入」（本部・放射線医学総合研究所）

- ・委員から、本契約の四極真空管が特定の業者以外提供できない根拠（特許の有無、真空管の特殊性等）について質問があり、財務部契約課から、当該四極真空管は、放射線医学総合研究所における大型サイクロترون装置の最終段階高周波増幅用のもので、既存の増幅器と電氣的・機械的に適合する四極真空管は特定の会社製のものでなければならない旨の回答があった。

量研の回答に対し委員から、当該装置は、限りなく特定の会社製のものでなければならないことは理解できるものの、特定の会社（1 者）しかできない客観的な根拠があるのか、また、参加者確認公募等の可能性の検討をしたのか質問があり、財務部契約課から、要求元から四極真空管を使用する加速器を導入した会社からの組立図において「EIMAC 製（現 CPI 社の 1 ブランド）真空管 4CWSOOOOE」に特定される旨の説明を受けた旨、また、CPI 社からリチャードソンエレクトロニクス㈱に関する独占販売証明が提示されたことから競争性のない随意契約が妥当と判断し、そのため参加者確認公募等の可能性の検討はされなかった旨の回答があった。

② 競争性のない随意契約事後点検「ITER TF コイルの輸送(1):一式」（那珂核融合研究所）

- ・委員から、ITER 機構にトロイダルコイルを物納する際の輸送契約について、各締約国が独自に契約締結するよりも「全締結国輸送を請負業者 1 社が包括して行った方がトータルコスト（使用設備の合理化等に伴う人件費や管理費の節減

等)、責任の分界点、輸送の全体調整等の面からメリット」があると量研が説明していることを前提条件に、フランス国内の陸送だけでなく、全拠点からの輸送を包括契約するメリットを、海上輸送は個別契約する場合と比較したシミュレーションのような情報があれば提示してもらいたい旨、また、ITER 機構が一般競争入札でフランスのダヘアテクノロジー社を請負業者に選択した際、陸上輸送だけでなく、日本からの海上輸送を含めて日立物流に指名するメリットについて質問があり、那珂核融合研究所契約課から、約 300 点の大型機器及び約 2000 点の中小規模の貨物を ITER 機構まで輸送する計画の中で、各国内機関が海上輸送契約やフランス国内の陸上輸送契約を個別に締結するよりも、包括的に締結する方がスケールメリットを得られるだけでなく、海上・陸上輸送をセットでダヘア社と ITER 機構の調整の下に置くことで ITER 機構側の機器の受け入れのタイミング調整等を柔軟に行える利便性（輸送業者が特定されているので調整が難航しにくい等）等から、各締約国が導入を承認されたと考えられる旨、また、ダヘア社が日本国内の下請けとして日立物流を選定したもので、日立物流を指名すること自体に量研は関与していない旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「次世代放射光施設の蓄積リング用多極電磁石の製作」（本部及び放射線医学総合研究所）

- ・委員から、本契約に係る入札説明書の交付 4 者に対し、その他の放射光装置製作の経験を有する国内の会社へ量研から応札を打診したのか質問があり、財務部契約課から、次世代放射光施設建設に係る装置製作案件については、契約担当又は要求元から国内外のメーカーに対し声掛けを行った旨の回答があった。

④ 一者応札・応募事後点検「液体 Bi 標的用分離システムの製作」（高崎量子応用研究所）

- ・委員から、本件の参加者確認公募は契約審査委員会の審査を経たものか、審査を経ていない場合はその理由を説明した資料はないか、審査を経ている場合は審査結果通知は添付されないのか、また、公募説明書等の交付の受付期限と参加意思確認書の提出期限が切迫しているが、基準等はないか質問があった。

高崎量子応用研究所経理・契約課から、当初、契約事務取扱細則を適用して随意契約によろうとすることの適否について委員会の審査を予定したが、委員会の事務局と協議の結果、他者でも受注可能と考える余地が残ること、随意契約を認めざるを得ない決定的な理由がないことから、確認公募とすべき旨の指導を受けて公募手続きを進めたこと、参加者確認公募実施マニュアルのとおり、参加意思確認書の提出期限は説明書の交付開始日の翌日から起算して 15 日間以上としており、説明書等の交付の受付は参加意思確認書の提出期限の直前まで行うものであり、期限の切迫には該当しない旨を回答した。

- ・さらに委員から、提出期限は了承したが、確認公募とする場合の委員会審査は案件による運用と理解してよいか質問があったが、案件による運用ではなく、本件は公募に当たり、細則に定める予定価格に満たないため、委員会の審査を経ずに確認公募を行い随意契約によることとした旨の回答を行い、委員に了承された。

⑤ 一者応札・応募事後点検「次世代ビームライン光学素子の微小回転角度解析用計測機器の購入」（関西光科学研究所）

- ・委員から、入札前に参考見積書を徴取したものの入札説明書の交付申請を行わなかった業者の参考見積額と落札業者の落札額との差額について質問があり、関西光科学研究所経理・契約課から、参考見積額と落札額との差額について回答があった。
- ・委員から、購入依頼書の位置づけ及び他社の参考見積額について質問があり、関西光科学研究所経理・契約課から、購入依頼書は要求部が起票した本件に対しての要求部の予算額を示す書類である旨、また、他社の参考見積額について回答があった。

⑥ 一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器 MEBT 用ターボポンプの購入」（六ヶ所核融合研究所）

- ・委員から、本契約に係る仕様書から「対放射線性能」が読み取れない旨の意見があり、六ヶ所核融合研究所契約課から、仕様書には対放射線性能については具体的に言及していないものの、当該製品は、ベアリングにオイルが使用されていない規格品であること、また、型番に **Special** が付く型式は真空シールが金属材料となる規格品であることから型番を調べることで、必要な対放射線性能を満たすための構造上の要件を理解することができること、さらにコントローラを別途構成品として指定することにより、必要な対放射線性能を満たすための構造上の要件を与えている旨の回答があった。

(4) 令和元年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

量研から提示した資料 6 に関する基づき、令和元年度調達等合理化計画の自己評価の点検について、委員より特に問題は認められないとして了承された。

2. 令和 2 年度調達等合理化計画の点検について

量研から提示した資料 7 に関する令和元年度調達等合理化計画（案）について、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

- ・委員から、重点的に取り組む分野について、契約の内容によっては無理に一般競争

に付さず、厳正な運用を前提に随意契約を選択することも有効であると考えてるが、この観点から令和 2 年度の運用の見直し、改善を検討しているか質問があり、財務部契約課から、一般競争が契約の原則であることは変わらないものの、随意契約の選択も有効であることは理解している旨、また、特に補助金を財源とした案件については、随意契約理由に該当するものもあえて一般競争に付していたものも見受けられたが、厳正な運用を前提に随意契約を選択することについても、今後要求元や各拠点と連携を取りつつ検討して行きたい旨の回答があった。

3. その他

事務局から、今回の委員会について、新型コロナウイルス感染・拡大防止の観点から書面審議による事後点検に協力いただいたことに対する感謝の報告があった。

また、次回第 10 回契約監視委員会は 11 月頃に開催し、令和 2 年度上期の契約内容の事後点検を中心に行う予定である旨の報告があった。

以上